

議会運営委員会審査報告書

私から、当委員会に付託されております「かつの観光物産公社に対する市長発言に関わる事項」の審査結果について、ご報告申し上げます。

本件については、令和6年1月23日に提出された「かつの観光物産公社に対する鹿角市長の発言についての調査委員会開催に関する請願」について、既存の委員会で対応可能であるとして趣旨採択し、令和6年2月6日の本会議において、当委員会に「かつの観光物産公社に対する市長発言に関わる事項」が付託され、市長の発言の真偽、及び、発言の根拠について調査を行ったものであります。

これまで、調査に係る委員会を9回開催し、市長に対する発言の根拠資料の要求を1回、かつの観光物産公社への委員派遣調査を1回、参考人の招致を2回行い、慎重に調査を進めてまいりましたが、その調査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

まず、「調査する項目及びその内容の確認」を行っておりますが、その主な

る内容について申し上げます。

初めに、「調査する項目」についてであります。委員からは、「請願書にある全6項目について調査の対象とするべきである」、「調査権限が及ばない項目については参考人を招致するなど、任意の協力を得ながら進める手法もある」との意見や、「権限が及ばない項目であることに留意して進めるべきである」、「政治活動と市政とは分けるべきで、調査からは外したほうがよい項目もある」などの意見が出され、協議の結果、全6項目を調査の対象にすると、決定したところでありますが、審議を進める中で、黒沢税理士の調査報告の信ぴょう性・実績等については、民間事業者であり、調査報告書についても、税理士として客観的な意見を盛り込んだものであること、また、委員会の調査権限を越える可能性があることから、調査対象から除外することとしており、その結果、調査は、次の5項目について行っております。

項目1、令和5年12月14日の市議会定例会一般質問に対する答弁において「長期借入金^{かりいれきん}5,000万円を借り入れた結果、第28期の貸借対照表で約1億円の赤字になっております」という発言に対しての調査。

項目2、令和5年度決算特別委員会の答弁において「プラザからは、約1割

近い高い仕入れ値ではなかったか」という発言に対しての調査。

項目3、令和5年12月14日の市議会定例会一般質問に対する答弁において「プラザに加入していない業者が公社に商品を納入することが困難な状況が継続しております」という発言に対しての調査。

項目4、令和5年10月10日の大きな市長室での「仕入れをプラザに全面的に依存していることが、かづの観光物産公社の経営上の問題である。二重構造になっている」という発言に対しての調査。

項目5、令和5年12月19日の全員協議会での「店頭価格調査をこの間^{あいだ}ちょっとしております」「店頭価格調査はしております」という発言に対しての調査。

以上、5項目であります。

次に、「調査の方法」についてであります。本件につきましては、それぞれの項目において、根拠資料の要求や参考人からの意見聴取等の必要な調査を行っていくものと、決定いたしております。

次に、「実施した調査の内容」についてありますが、初めに、「市長発言の根拠を確認する調査」として、市長に対し、「項目1」「項目2」「項目3」「項目5」について根拠資料の提出を求め、その結果、「項目1」の回答として、令和5年12月19日の全員協議会で配付された、第19期から第29期までの貸借対照表等を一覧にまとめた「株式会社かつの観光物産公社決算の推移」が根拠資料として提出されております。

委員からは、「提出された資料の内容を熟知するため、有識者から意見を聞く必要がある」「見解の相違がないよう委員全員で意見を聞くことができる進め方を望む」などの意見が出されております。

また、「項目2」、「項目3」、「項目5」については、「発言の根拠資料としての公文書は不存在」との回答が提出されております。なお、「項目2」及び「項目3」については、関連資料として、令和4年第8回市議会定例会で配付された議長報告の中の「黒沢税理士が報告された、かつの観光物産公社調査報告書」が提出されております。

令和6年3月22日に行われた審査において、委員からは、「示せるものがないのであれば根拠がない発言である」との意見や、「根拠資料の提出における

今回の調査については、公文書としては裏付けする資料はないという回答である。公文書以外に示せる根拠があるものか、本人に確認する必要がある」などの意見が出され、協議の結果、「項目1」については、委員派遣調査として、かつの観光物産公社へ出向き調査を行うこととし、「項目2」、「項目3」、「項目5」については、市長から意見聴取を行うものと、決定いたしております。

次に、「委員派遣調査」についてであります。根拠資料として提出された「株式会社かつの観光物産公社決算の推移」の内容の確認、及び、かつの観光物産公社の担当税理士である畠山税理士から意見聴取を行うため、令和6年4月4日に委員派遣調査を行っております。

本委員派遣調査では、根拠資料として提出された「株式会社かつの観光物産公社決算の推移」における、第28期の経営状況としては、どのような説明となるか、確認をしております。

その結果、貸借対照表の繰越利益剰余金マイナス4,100万円は、公社設立から28年間の当期純利益・損失の積み上げであり、第28期の赤字には当た

らないものである。

貸借対照表の長期借入金・長期未払金を合わせたマイナス5,400万円は、長期借入金については、コロナ対策として国の特別借入制度で無利息の融資制度があったことから借入れした5,000万円が主なものであるが、現金及び預金に資産としても計上されるものであり、赤字とは言えない。また、長期未払金は、機械設備などの分割購入やリース料などになるが、設備等は資産としても計上されることから、これも赤字とは言えないものである。

前期損益修正損のマイナス152万円は、畠山税理士が就任した際に、これまでの決算において、売掛金や未収金の残高と実際の残高に差異があったため、過去数年分を修正し、その積み重ねを第28期で修正したものである。

このことから、貸借対照表などから項目を抜粋し、合わせて「1億円の赤字」という表現は、会計上正しくないと言える。

また、貸借対照表の「純資産」は、資本金と利益剰余金を差し引いた額で「自己資本」となっているが、これについては資料のとおり一度もマイナスになっていない。「資産」については、外部の借金^{しゃっきん}である「負債」と、資本金と利益の積み上げである「純資産」を合計したものであり、そこから割り出した「自己資本比率」についても、マイナスになっていない。これも資料のとおりであり、提出された資料の「貸借対照表」の表記からも、1億円もの

赤字は見て取れない。

また、「第28期の経営状況」については、最終的な「当期純利益・損失」は、マイナス900万円となるが、これは、コロナ禍の影響を受けたものである。単年の経営状況については、「経常利益・損失」で判断するべきである。

以上のことから、根拠として提出された資料について、第28期において1億円の赤字に当たるものはないとの説明を受けております。

次に、「参考人の招致」についてであります。令和6年5月9日に、関厚鹿角市長を参考人として招致を行い、項目1から順に、発言の根拠等について事実確認を行なっております。

その際、当初「不存在」と回答されていた、市長が根拠とする資料が追加提出されております。

初めに、「項目1」について、委員から、発言の内容は事実であるものか、ただしております。

これに対し、市長からは、「貸借対照表上、会計学上では、赤字という言葉はない。損失・益金で整理されるが、一般的に収入よりも支出が多い場合「赤字」と表現している。林野庁に勤めていたときのことではあるが、長期

借入金を一般的に分かりやすい「赤字」という報道機関の表現を参考として発言したものである。

会計学的に貸借対照表上では、「損金」か「益金」か「累積損失金」という表現になっているが、法人税法等でも赤字という表現をしている。

貸借対照表の 5,000 万円の説明をするのに、赤字という表現しかなかったと思っている。

公社の 5,000 万円を赤字と言ったのは、借入金証書の写しがなく、5,000 万円の借入れ手続きが判然としていない。

また、第 27 期総会資料で借入れの説明がされておらず、役員会に権限を委ねているとのことであったが、その規定もない。第 27 期総会資料に借入れの記載をしなければならない旨を問うと、貸借対照表に記載して了承されているとの説明があった。議事録にも借入れの資料、借入れ先、借入れ条件の提出や説明がされていないことは、不備であり、かつの観光物産公社の役員会で決算書の修正をすることが提案され、「第 29 期決算資料」には、不備としていた内容が記載されるようになっている。

また、公社で 5,000 万円の長期借入れをした際、補正予算が組まれていない。

また、5,000 万円の借入金には連帯保証人が付けられている。一般的には

借り入れる際、会社の資産等を担保に借り入れるが、それができない場合は、県が信用保証協会などを使い保証する。公社はCランクで、経営状況が厳しいと判断されたことから連帯保証人が必要であった。

これが 5,000 万円の借入れが危機的な状況である」との説明がなされております。

委員からは、市長としての発言は、その言葉のまま伝わってしまうことから、端的に「1億円の赤字」という発言だけで終わってしまったことへの説明、もしくは言い直しの必要性について、見解をただしております。

これに対し、市長からは、貸借対照表は、一般市民には分かりにくいことから、林野庁に勤めていたときのことはあるが、長期借入金について、報道機関の表現では一般的に分かりやすい「赤字」としていたところを採用したとの説明がなされております。

次に、「項目2」について、委員から、「プラザからは約1割高い仕入れ」と発言した根拠をただしております。

これに対し、市長からは、「かつの物産振興プラザの業務を公社が負担しており、その額は約 800 万円との証言があるが、プラザの決算書では出向料

としては 120 万円の計上である。3 人がプラザから公社に職員として出向していると決算書にあるが、プラザに職員はおらず、このことからプラザの決算書はおかしいと指摘している。なお、3 人の給料を推計すると 600 万円から 700 万円であった。さらに、プラザの決算書では仕入れ価格のほかに手数料が計上されているが、会員の場合は 1.2% の手数料、会員以外であれば 3% の手数料が記入されている。3 人の給料と手数料を入れると、おおむね 1 割近くになるのではないかと思い、それを根拠とした」との説明がなされております。

委員からは、市長の発言として、一般市民には「プラザから約 1 割近い高い仕入れ値ではなかったか」という、その部分しか伝わっていない。

数字を示せる資料があったのであれば、もっと早くに出せたはずである。現社長を中心に今までの不足部分をいろいろ改革し、あんたらあをいい方向に向けたいと思っている時期に、市長の発言が公社に対するマイナスのイメージを世間に与え、公社の不利益となっている。やはり市長としての説明が不足していたと思うが、どのように考えているものか、ただしております。

これに対し、市長からは、「資料を出すか躊躇^{ちゅうちょ}した。それは、「負の遺産を整理して、新たな体制でスタートしていきたい」という畠山社長の発言があ

ったためである。負の遺産とは何か。前の体制を確認するのに時間がかかった。なぜ税理士を変えたのか、これまでどのような経理がされてきたのか、裏を取るのに時間がかかった。結果、今の数字で説明しているわけだが、令和4年8月26日の臨時役員会での3つの提案が発言の裏付けだと理解した。畠山社長の成果、説明した内容がそのとおりであったと数字の上で確認ができた」との説明がなされております。

的確な説明がないことから、委員からは、1 割高い仕入れとは何を指しているものか、再度ただしております。

これに対し、市長からは、「仕入れ値が高いことについては、一つは3%の手数料が上乗せされていること。もう一つは3人分の人件費600万円から700万円程度を公社側が負担していることである」との説明がなされております。

次に、「項目3」について、委員から、「プラザに加入していない業者が公社に商品を納入することが困難な状況が継続している」と発言した根拠をただしております。

これに対し、市長からは、「公社に、プラザの会員でなければなかなか

納入できない」というのは、私が6年前に、花輪で、ある方が話されていたのを横で聞いたものである。今、考えてみると、非常に具体的な内容の説明をいただいていた記憶がある。それ以外にも会員の方々から、会員なのに公社に納入できないという声も聞いている。プラザ役員に話したが、商売だからそれは力関係だろうという話もされていたことから、難しいものがあると感じた」との説明がなされております。

委員からは、明確な根拠が示されていないが、発言者から話の確認はしたが、あんとらあに対して事実を直接確認したわけではないという理解でよいのか、ただしております。

市長からは、「その発言を確認し、その後もいろいろと話をしている。やはりあんとらあに納入するのが難しいと聞いている。ただ、昨年以来あんとらあの問題を取り上げていくということで、会員の方からもあんとらあに納入しやすくなったという話も聞いている。あんとらあから確認を取る前に、プラザの役員から話を聞いたものである」との説明がなされております。

さらに委員からは、加入していない業者が公社に商品を納入することが困難な状況が続いているという根拠は、聞いた話を共有したということか、

ただしております。

市長からは、「手数料以外にリベートを取るのが良くないと言っていたが、それについて私自身が確認をしたわけではない。そういうことを言っている人がいた」との説明がなされております。

次に、「項目4」について、委員から、「仕入れをプラザに全面的に依存していることが公社の経営上の問題である。二重構造になっている」と発言した根拠をただしております。

これに対し、市長からは、「公社の改革ということで、令和4年にプラザと公社を統合する案が出されていた。市職員と公社で観光組織の一体化に関してメールでのやり取りがあったが、その中に、「観光関係事業者が参加して設立する新会社がプラザを継承」とあり、プラザと公社の2つあるということが仕入れの二重性等であるので、一緒にして活動できないかという話をもらったようである」との説明がなされております。

委員からは、観光の一体化について説明があったようだが、ただしたのは二重構造となっている根拠である。今のメールを根拠に考えたということでよいのか、ただしております。

市長からは、「一体化するということは、二重性をなくすることと理解している」との説明がなされております。

さらに委員からは、黒沢税理士調査報告書で、仕入れの 7 割を依存していることが全面的に依存していることだと理解していたが、今の説明ではメールが根拠で二重構造になっているという結論になったという理解でよいものか、ただしております。

市長からは、「黒沢税理士調査報告書は、12 月の全員協議会で説明していることから、今回は触れなかった。それ以外にもプラザに依存しているという事実確認の中にあっただのがこのメールである」との説明がなされております。

次に、「項目 5」について、委員から、価格調査の根拠資料が示されていないが価格調査を行ったものか、ただしております

これに対し、市長からは、「店頭価格調査はしているが、調査に協力された方を守らなければならない状況であり、令和 5 年 12 月の全員協議会では調査を行ったことのみを報告した」との説明がなされております。

委員からは、店頭価格調査のやり方は意見聴取のみということか。それと

も店頭で実際に調査をしたものか、ただしております。

市長からは、「出品している方から、仕入れ価格とあんたらあでの売渡し価格 6 品目程度について、自身の店で売っている原価と仕入れ価格、売払い価格を調査したものである」との説明がなされております。

さらに委員からは、公社ではいろいろな仕入れ方式を行っている。店頭価格で開きがあるのはどの商品なのか、調べたのであれば明確な数値を記した資料があるはずであるが、その資料の提出について求めています。

市長からは、「令和 5 年 12 月に調査票を作成したが、単価等を見れば商品が分かり、誰がどのようにしているのかが公になる。協力した人が不利益を被^{こうむ}る恐れがあることから公表できないと判断した」との説明がなされております。

さらに委員からは、店頭価格調査と聞くと、世間は店に直接出向いて複数の業者から聞き取りをする調査をイメージするが、それとは違うやり方をしているようである。比較するにはプラザと関わっているところ、関わっていないところとの比較調査が必要で、複数の調査をやらない限り、公式に価格調査をしたとは言えないと考えるが、どのような調査をしたものかただして

おります。

市長からは、「プラザの会員の方であんたらあに納入できていない会社がある。その方々からも直接話を聞いて、納入していない事実、その際のやりとりの話を聞いたが、結果、プラザの会員となっている 3 者から聞いたことになる」との説明がなされております。

次に、市長からの意見聴取全体を通して、委員から、今回の件については、市長の発言が市民に一部しか伝わっていない結果、畠山社長をはじめ公社が不利益を被^{こうむ}ったことで、その真意・根拠を確かめてほしいという請願があり、この調査に至っている。

これまでの 5 つの項目全てにおいて、市長は、発言、言葉遣いに間違いはないと思っていると捉えてよいものか、ただしております。

市長からは、「時間があれば今回のように説明ができたが、時間がない中で説明で誤解を与えたものがあつたとすれば申し訳ない」との説明がなされております。

以上が、参考人として市長から意見聴取した内容であります。

次に、令和 6 年 5 月 9 日に参考人として招致した市長から、項目 4 の「二

重性をなくすること」に関する資料として提出されたメール資料の内容について、公社とプラザの仕入れの二重性を解消しようという意図のものではないとして、関係する市職員より、令和 6 年 5 月 21 日付で議長宛に上申書が提出されたことを受け、令和 6 年 6 月 11 日に、佐藤康司氏、花海義人氏、阿部正幸氏の 3 名を参考人として招致し、提出された上申書について、意見聴取を行っておりますので、その詳細について、ご報告申し上げます。

初めに、委員から「上申内容について」説明を求めています。

これに対し、阿部参考人からは、「市長が提出した資料の内容及び説明に、自身が職務として進めてきた内容と異なる箇所がある。市長が提出した資料中、「公社と物産プラザの二重性については、メール資料が参考となる。令和 4 年 3 月から 5 月にかけて物産プラザを公社に統合し、経費の二重性を解消しようとしたものである。統合は畠山社長が推進しており、プラザの会員株の整理は畠山税理士が提案している」との記述と、市長の発言で「プラザと公社、二つあるということが仕入れの二重性等であるので、何とか一緒にして活動できないだろうかというお話をいただいたようでございます」、「一体化するということは二重を無くすることだと当時も理解しております」という箇所であるが、自身が職務として進めてきた背景としては、DM

〇と観光協会が並び立つ状態は非効率であることから、鹿角の観光をけん引する一元的な体制を鹿角らしい形で構築する必要があるとの問題意識からのものである。市長から資料提出されたメールの送信文は、私がその過程で送信したメールの一部で間違いないが、この打ち合わせの一番の目的は観光組織の一体化であり、公社の仕入れの問題とは関係ない。

また、公社の経営については、確かに経理規程がないという不足の部分はあったが、不正な経営をしてきたわけではないし、令和 2 年に畠山社長に変わり、改革はその当時から既に始まっていた。

市長は、人から聞いている部分がかかなりあり、また、先入観で問題視するなど事実の^{わいきよく}歪曲があり、何度説明しても聞き入れてもらえないことがある。市民や市内事業者を守るべき市が、不当に評価を^{おとし}貶めることはあってはならないことであり、部長会議でもそのことを指摘したことがある。副市長からは市長をおもんばかる発言もあったが、庁内で誤りを正していけない状況になっていることもこの際申し上げたい。

公社については、今回の件で、非常に酷い会社だというレッテルを貼られ、重圧を受けながらも、市長が推し進める三湖伝説の事業も一生懸命務めているこの状況が可哀想でならない。

公社が記者会見を開き事実を述べても、市長の発言が報道に流れるとそれ

が固定化されてしまう。市民は普通、市長が嘘の発言をすることはないと思っている。そして、市長の発言が正しいと捉えてしまうところが非常に歯がゆい。前回の議会運営委員会においても、報道を見ると赤字の解釈についてはいろいろあり、「正しいか、正しくないかを判断するのは市民」という発言が委員からあったようだが、失礼な言い方になるが、それを続けているといつまでも改まらないと思っている」との説明がなされております。

次に、佐藤参考人からは、「市長は、観光関係組織の一体化の検討過程の一つの手段に過ぎないプラザの取り扱いを、あたかも仕入れの二重性を解消することが目的であったかのようにすり変えて説明しているが、仕入れの二重性の根拠には全くなっておらず、そうしたところで市民の誤解を招くことにつながることから、この場ではっきりさせたいと思い上申書を提出させていただいた。

阿部参考人の説明がほぼ全てであるが、私と前部長との引き継ぎ時の懸案事項としても観光関係組織の一体化と改革をさらに進めていただきたい旨を確認し合っている。

我々は、プラザからの仕入れが公社の経営を圧迫している事実はないことを確認し、その旨を副市長に報告しているが、仮にそのような事実がないと

してもプラザを経由して仕入れることで、^{がいけい}外形的にそう見えることから解消できないかという指示もあった。しかし、我々としては、観光関係組織の一元化を進めることが先決であり、公社の経営を圧迫していないプラザの在り方にこだわる必要はなく、DMO会員登録制度を優先するべきと判断して進めてきたのが事実である。市長が様々な資料で説明している過去の問題点が真実なのかを判断することはできないが、現在においてもそのようなことが行われていると思い込み、プラザ役員の発言をきっかけに、就任以来改善を進めてきた畠山社長を突然解任した暴挙は、手続き面においても正しいとは思わず、部長会議で市長に指摘もしている。今回の件では、プラザの名誉も著しく傷つけたと考えている。

赤字の問題に関して言えば、営業損益には不採算部門であるDMOに係る人件費も含まれるが、人件費相当分は、市の委託金等で賄われていることから、純粹に物販等のあんたらあの事業として判断する場合には、これを除いた、レストラン、売店、産直等の純粹な収支で本来は判断すべきである。

また市長は、「令和元年度からおかしくなった。億単位で金が入るようになった」という発言をしているが、これは地方創生推進交付金を活用したDMOの体制強化、あるいは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した経済対策等によるものであり、これがまるで不適切なことがあ

るかのように誘導する悪質な印象操作であると感じられた」との説明がなされております。

次に、花海参考人からは、「平成 25 年に十和田八幡平観光物産協会とあんとらあの機能が一つになり、利益が生まれない公益部分の人件費が公社の経営を圧迫することから、その人員を 3 人から 1 人に圧縮して、公社の社員として公社経営に関わってもらうこととし、観光物産協会の事務局が公社に収まった形となり、観光物産協会の業務を請け負うこととなったが、以後、少しずつ利益が上がっている。さらに、平成 29 年からDMOの交付金を使い、外部人材を投入して、かなりの利益を上げるに至った。第三セクターについては、他の第三セクターに対応してきた経験を基に、公社の改革も覚悟を持って、社長たちと一体になってかなり苦労して行ってきた。ようやく黒字化になって、満を持してあんとらあの大規模改修に向かい、採算を取るのが厳しい「体験コーナー」を団体用の食堂にし、公社職員の事務スペースを確保して、職場環境を整え、整備を終えて軌道に乗ったところであった。DMOに関しては、当時、国の交付金等に頼って、社員等を採用している状態であり、その交付金がなくなればDMOは厳しくなると言われている中で、公社に関しては既に利益を上げて、独自で運営している。DMOを支援する

東北観光推進機構の職員も視察に来られ、「本来のDMOの姿である」と称賛された。コロナ禍の影響で赤字に転じたが、このような改革を進めてきた結果、コロナ明け直ぐに黒字化の軌道に乗り、後はそのまま業績を伸ばしていける状況であったが、今回、市長が足を引っ張るような形となり非常に残念である。観光を盛り上げてきたここまでの4年間は本市の観光及び市政にとって勝負所であった。ようやく軌道に乗ってきたところで、全部消えてしまったという非常に悔しい思いがある。

このことから、市長の「今まで役員に市の職員が関わっていたにも関わらず赤字をそのままにし、全く変わっていない。職務放棄だと思っている」との発言には、非常に悔しく思っている。私は、間接的であるが、パワハラ的な発言だったと感じている」との説明がなされております。

次に、委員から出された質疑の内容について申し上げます。

初めに、市長がメール内容を資料として提出するに当たり、市長とはどのようなやりとりがあったものか、ただしております。

阿部参考人からは、「市長が資料を議会に提出するに当たって事前に電話があり、仕入れの二重構造の解決として提出したいとのことであったが、私は「資料の意味合いとしては、市長が考えているようなことを補強する資料

ではなく、そういう目的で作成したものではない」ことを伝え、その上で提出を了承した」との説明がなされています。

次に、5,000 万円のコロナ対策の借入れの経緯について、ただしております。

花海参考人からは、「コロナ対策の資金の借入れに関しては、当時取締役会にも話があり、資金を借入れなくても経営は大丈夫であったが、無利子であり、今後の緊急的な対応を想定しこの機会に借入れたいとの相談を受けており、了承もしている」との説明がなされております。

委員からは、今回のことで貸付した秋田銀行は、あたかも不審な融資をしたように周囲から言われ不利益を被っている。新型コロナ対応の資金であり、国が進めた貸付であることから、おかしいはずはない。ネットの掲示板で事実と異なる書き込みがされているが、そのような情報に市長が勘違いをして、あたかも悪いことをしているような表現をした可能性もある。いずれ、今回の一連の発言は、無責任な発言の連続で一般の方たちに多大な迷惑をかけていると感じているとの意見が述べられました。

以上が、3 名から参考人として意見聴取をした内容であります。

以上の調査から、項目 1「長期借入金^{かりいれきん}5, 000万円を借り入れた結果、第 28 期の貸借対照表で約 1 億円の赤字になっております」という発言に対しては、「調査において、発言が正しいとする根拠は、確認することができず、また、この発言により不利益を被った市民への影響を考えたとき、1 億円の赤字という表現は、適切ではなかった」と、結論付けております。

次に、項目 2「プラザからは、約 1 割近い高い仕入れ値ではなかったか」という発言に対しては、「委員派遣調査において、仕入れに関してプラザを通す場合と通さない場合で、手数料の違いがあることは確認できたものの、1 割高いという明確な根拠は確認できなかった。市長は、根拠資料を求めた際は、公文書不存在との回答がなされており、参考人として招致した際に、人件費や手数料を合計したものを根拠として説明がされたものであることから、後から付けられた理由と言わざるを得ない。これらについて、納得する市長からの説明が得られず、資料も示されなかったことから、この発言の明確な根拠は確認できなかった」と、結論付けております。

次に、項目 3「プラザに加入していない業者が公社に商品を納入することが困難な状況が続いております」という発言に対しては、「公社より仕入れ

業者の資料の提供をいただいているが、資料を見る限りではプラザに加入していなくても、十分な数の業者との取引を確認している。市長は、根拠資料を求めた際は、公文書不存在との回答がなされており、参考人で招致した際に、一部の方からの意見聴取を根拠にしたとの説明がされているが、それ以外納得する説明が得られず、資料も示されなかったことから、この発言の明確な根拠は確認できなかった。また、この発言は、プラザに加入していなければ納入できないと、世間に誤解を与える表現であることから、適切ではなかった」と、結論付けております。

次に、項目 4「仕入れをプラザに全面的に依存していることが、かつの観光物産公社の経営上の問題である。二重構造になっている」という発言に対しては、「市長は、参考人として招致した際に、職員の業務メールの内容を根拠として二重構造の説明をしていたが、関係職員から「二重構造の解消を意図するものではない」との上申書が提出され、さらに関係職員から意見聴取も行っている。その結果、説明に使用したその資料は、根拠として認められないものであり、この発言の明確な根拠は確認できなかった」と、結論付けております。

次に、項目 5「店頭価格調査をこの間^{あいだ}ちょっとしております」「店頭価格調査はしております」という発言に対して、「市長は、根拠資料を求めた際は、公文書不存在との回答をされており、参考人として招致した際に、プラザの会員 3 者から意見聴取を行ったものを根拠としたとの説明をしているが、比較ができない調査であり、また、調査を行ったと公式な場で発言するのであれば、結果が示せるような調査を行っているものと一般的には考える。これも誤解を与える表現であり、店頭価格調査を行ったと発言できるような調査ではなかったと言わざるを得ないことから、明確な根拠となるものは示されなかった」と、結論づけております。

次に、委員から、調査全体を通して「市長の発言は、ほぼ全ての項目において、明確な根拠や裏付けが取れないものばかりと言わざるを得ない。今回の一連の発言は、無責任な発言の連続で、公社や一般市民に多大な迷惑をかけていることから、今回の、かつの観光物産公社及び関係職員に対する市長の発言について謝罪を求めたい」との意見が述べられています。

以上、当議会運営委員会に付託された「かつの観光物産公社に対する市長発言に関わる事項」についての、調査の経過と結果の報告を申し上げました

が、報告を終了するに当たりまして、これまで、ご多忙のところ当委員会の調査に協力をくださった、かつの観光物産公社、参考人並びに関係各位の皆様に対しまして、厚くお礼と感謝を申し上げ、審査報告を終わります。

令和6年6月24日

議会運営委員長 倉岡 誠

鹿角市議会議長 中山 一男 様